

省 令

○総務省令第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十八年八月五日

総務大臣 山本 早苗  
総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。  
別表補助金等の名称等の欄中「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の次に「医療研究開発推進事業費補助金」を加え、「情報通信利用環境整備推進交付金」の次に「情報通信基盤整備推進補助金」を加え、「防災情報通信設備整備事業費補助金」を加え、「主要国首脳会議開催消防・救急体制整備費補助金」を加える。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
  - 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年度に取得した財産からこれを適用する。
- 厚生労働省令第三十八号  
雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十八年八月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（雇用保険法施行規則）昭和五十年労働省令第三号の一部を次のように改正する。  
附則第十五条の四第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 被災関係事業主が行う平成二十八年熊本地震に際し福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県の区域内に所在する事

業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百日」とあるのは、「三百日」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、平成二十八年四月十四日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

告 示

○内閣府告示第百三十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。  
平成二十八年八月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

都道府県の知事は、内閣府所管の補助金等のうち、地方創生推進交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。  
一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）以下「法」という。第五条の規定に基づき補助金等の交付申請書の受理  
二 法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等  
三 法第七条第一項の規定に基づく補助金等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合）における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等  
四 法律第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

五 法律第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令  
六 法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知  
七 法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付申請の取下げの受理  
八 法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告の受理  
九 法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等遂行命令  
十 法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等遂行の一時停止命令

○国家公安委員会告示第三十七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十八年八月五日  
名簿記載者公告番号 T-1-134（カリ・ラフマツト（QARI RAHMAT））  
一 変更前  
（1）変更前  
氏名 カリ・ラフマツト（QARI RAHMAT）  
別名 カリ・ラフマツト（Kari Rahmat）  
称号 不明  
国籍 不明  
住所 (a)Kankai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (b)Nangarhar Province, Afghanistan  
名簿に記載された年月日 2014年8月21日  
その他参考となるべき事項 少なくとも2010年2月以来タリバン司令官。タリバンを代表して税金や賄賂を収集。アフガニスタンのNangarhar Provinceに在るタリバン工作員と連絡をとり、情報、指図、住居及び武器を提供し、簡易爆発物（IED）の設置や、国際治安支援部隊（ISAF）及びアフガン部隊に対する攻撃指揮を行っている。  
（2）変更後  
氏名 ラフマトウッラー・シャール・ナワズ（RAHMATULLAH SHAH NAWAZ）  
別名 (a)カリ・ラフマツト（Qari Rahmat） (b)カリ・ラフマツト（Kari Rahmat）  
称号 アル・ハッジ  
国籍 アフガニスタン  
住所 (a)Kankai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (b)Kankai Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (c)Surkhal Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan (d)Batan Village, Achin District, Nangarhar Province, Afghanistan  
名簿に記載された年月日 2014年8月21日（2016年7月21日に改訂）  
その他参考となるべき事項 身体的描写：茶色の目、黒色の髪、黒色の短髪、Shinwari部族のSepahi支部族に属する。少なくとも2010年2月以来タリバン司令官。2015年4月時点で、タリバンを代表して税金や賄賂を収集。アフガニスタンのNangarhar Provinceに在るタリバン工作員と連絡をとり、情報、指図、住居及び武器を提供し、簡易爆発物（IED）の設置や、国際治安支援部隊（ISAF）及びアフガン部隊に対する攻撃指揮を行っている。麻薬の密輸やアフガニスタンのNangarhar Province, Achin District, Abdulkhel village)所在のヘロイン製造所の活動に関与。

十一 法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理  
十二 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知  
十三 法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令  
十四 法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令  
十五 法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

2 名簿記載者公告番号 Q1-63 (ジヤメル・ムスタフ (DJAMEL MOUSTAFA))

(1) 変更前

別名 (a)アリ・バルクニ (Ali Barkani) (1973年8月22日にモロッコにて出生) (b)カラド・ベルカサム (Kalad Belkassam) (1979年12月31日に出生) (c)モスタフ・ジヤメル (Mostafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (d)ムスタフ・ジヤメル (Mustafa Djamel) (1973年9月26日にアルジェリア、マスカラにて出生) (e)ムスタフ・ジヤメル (Mustafa Djamel) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (f)ベルカサム・カラド (Belkassam Kalad) (1973年8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (g)ベルカサム・カラド (Belkassam Kalad) (1973年8月26日にアルジェリア、アルジェにて出生) (h)ベルカサム・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、アルジェにて出生) (i)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1982年6月10日に出生) (j)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (k)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1973年9月28日に出生) (l)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (m)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1973年9月10日に出生) (n)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (o)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日に出生) (p)ジヤメル・ムスタフ (Djamel Mostafa) (1979年12月31日にアルジェリア、マスカラにて出生) (q)ムスタフ (Mustafa)

(2) 変更後

その他参考となるべき事項 父の名前はDjelali Moustfa. 母の名前はKadeja Mansore. イヌベル・フダツラー・ヌバイター・シヤラビ (Q1-62)、モハムド・ワッサン・アリ・フワ・タヒース (Q1-60) 及びフジュラフ・アル・タグア (Q1-61) と関係がある。2007年9月、ドイツよりアルジェリアに強制送還された。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2009年10月19日に終了した。

その他参考となるべき事項 イヌラミツク・ジハード・ユニオン (IJU)、別称イヌラミツク・ジハード・グループ (QE-50) と関係がある。タニエル・ワルチン・シュナイター (Q1-143) 及びアダム・ユルマス (Q1-144) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。ドイツ連邦1Dカード: 7020783883 (Ulm, Germanyにて発行、2008年6月10日失効)。

(2) 変更後

住所 (a)ドイツにおいて投獄されている (2007年9月以降) (b)Bofinger Weg 20, Ulm, 89075, Germany (以前の住所)

(1) 変更前

その他参考となるべき事項 イヌラミツク・ジハード・ユニオン (IJU)、別称イヌラミツク・ジハード・グループ (QE-50) と関係がある。フリッツ・ワルチン・デロヴァツチ (Q1-142) 及びタニエル・ワルチン・シュナイター (Q1-143) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。

(2) 変更後

その他参考となるべき事項 イヌラミツク・ジハード・ユニオン (IJU)、別称イヌラミツク・ジハード・グループ (QE-50) と関係がある。フリッツ・ワルチン・デロヴァツチ (Q1-142) と関係がある。2010年6月時点でドイツにおいて拘留されている。

○国際公安委員会第三十二回

次の公告国際テロリストが「国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法 (平成二十六年法律第二百四号) 第三十三条第三項に於て準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月五日

1 氏名 イシュラフ・アル・ダグア (ASCHRAF AL-DAGMA) 国家公安委員会委員長 松本 純

2 氏名 タニエル・ワルチン・シュナイター (DANIEL MARTIN SCHNEIDER) 名簿に記載された年月日 2003年9月23日 (2008年12月23日、2010年3月11日及び2011年6月10日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-61

2 氏名 タニエル・ワルチン・シュナイター (DANIEL MARTIN SCHNEIDER) 名簿に記載された年月日 2008年10月27日 (2011年12月13日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-143

○農林水産省第三十九回

農林水産省第三十九回 国土交通省 農林水産大臣 山本 有二

国土交通大臣 石井 啓一

離島振興法 (昭和二十八年法律第七十二号) 第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を平成二十九年四月一日付けで次のとおり一部解除することとしたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年八月五日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 山本 有二

国土交通大臣 石井 啓一

Table with 4 columns: 地域名, 県名, 指定解除地域, 備考. Includes entries for 日生諸島 and 岡山県.